

「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の一部変更新旧対照表

(下線部は変更部分)

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（26年3月）（案）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（25年11月）
<p>第1～第3（略）</p> <p>第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項 我が国は、平成7年度からガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成5年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。</p> <p>1 平成25会計年度の輸入状況 <u>平成25会計年度</u>においては、<u>平成25年3月</u>の基本指針第4に基づき、77万玄米トン（うちSBS（売買同時契約）方式による輸入10万トン）の輸入を実施すべく、順次買い付けを行い、その結果、<u>全量（SBSは6万トン）</u>を買い付けました。</p> <p>2 平成26会計年度の輸入方針 <u>平成26会計年度</u>の輸入予定数量については、<u>平成26年3月</u>の基本指針に基づき、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとします。 SBS方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。</p> <p>第5（略）</p>	<p>第1～第3（略）</p> <p>第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項 我が国は、平成7年度からガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成5年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。</p> <p>1 平成24会計年度の輸入状況 <u>平成24会計年度</u>においては、<u>平成24年7月</u>に策定した基本指針第4に基づき、77万玄米トン（うちSBS（売買同時契約）方式による輸入10万トン）の輸入を実施すべく、順次買い付けを行い、その結果、<u>全量</u>を買い付けました。</p> <p>2 平成25会計年度の輸入方針 <u>平成25会計年度</u>の輸入予定数量については、<u>平成25年3月</u>の基本指針に基づき、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとします。 SBS方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。</p> <p>第5（略）</p>